

一般廃棄物処理施設設置許可証

令和3年3月29日

住所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏名 エコシステム秋田株式会社
代表取締役 小山 光弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日	令和3年3月29日	許可番号	環備-730
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	1 施設の種類 法施行令第5条第1項に定めるごみ処理施設（焼却施設） 2 一般廃棄物の種類（ポリ塩化ビフェニルを含むもの、廃水銀、水銀使用製品廃棄物、感染性一般廃棄物を除く。） 汚泥（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、廃油（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、廃酸（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、廃アルカリ（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、廃プラスチック類（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、ゴムくず（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、金属くず（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（電子・電気機器類のリサイクルに係るものに限る。）		
設置場所	秋田県大館市花岡町字滝ノ沢6番2他		
処理能力	ごみ処理施設 750 kg/時（18 t/日）		
許可の条件	なし		

規則第3条第7項の規定による許可証の提出の有無	存 ・ 無
留意事項	<ol style="list-style-type: none">1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。